

東京都立大学同窓会個人情報保護規程

実施規則

制定：平成22年9月15日

改正：令和2年3月17日

個人情報保護規程の実施規則を以下の通りに定めます。

第1条 個人情報の保護

東京都立大学同窓会では「同窓会名簿管理システム」として、株式会社NTTデータセキスイシステムズの「同窓会管理システム Nice Alumni」を2007年12月に導入し、運用しています。

会員の個人情報はこのデータベースに格納し、個人情報管理総括責任者を任命し、厳重に管理します。

第2条 地方支部、各種同窓会組織及び東京都立大学への個人情報の提供

(1) [支部] 同窓会規約第27条に基づく支援として提供

(2) [各種の同窓会組織] 同窓会規約第28条に基づく支援として提供

(3) 就職活動中の準会員個人へ提供

大学支援活動の一環として、就職活動を援助するために、準会員である学生は、社会で活躍している就職希望先の先輩に関する会員情報(限定情報)を閲覧できます。また、就職活動を行う学生の閲覧に供するため、学生サポートセンターに会員の勤務先別情報(限定情報)を一部提供

(4) [東京都立大学] 大学の要求に応じて必要情報を提供

(5) 上記(1)～(4)については、文書にて使用目的を明記の上、同窓会事務局長宛申請する

また、各同窓会組織の代表者は、保有個人データの共同利用者として取り扱うので、東京都立大学同窓会個人情報保護規定に従うこと

(6) 情報提供項目

	氏名	旧氏名	自宅住所	自宅電話	メールアドレス	卒業年/期	学部学科	ゼミ・研究室名	所属クラブ等	勤務先名	所属部課	勤務先住所	電話番号
地方支部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
各種同窓会組織	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
準会員	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

第3条 会員個人からの会員情報に関する問い合わせ

会員個人から電話等による会員情報の問い合わせには、同窓会事務局は次の通り、個人の判断によることを原則とします。

- (1) 対象とする会員個人に対し、同窓会事務局より「問い合わせがあった旨」連絡する
- (2) 連絡を受けた会員は、問い合わせ人と連絡を取り、双方個人間で対処する

第4条 会員名簿閲覧の取扱い

- (1) 会員名簿の閲覧は、「会員名簿閲覧申請書」に会員氏名を記入し、事務局にて閲覧する
- (2) 閲覧による他の会員情報登録者の個人情報の取得には「会員情報収受申請書」により申請する（申請書は保存）
- (3) 事務局は申請を審査の上可否を決定する。
- (4) 許可された場合は「同窓会管理システム Nice Alumni」より出力し提供する
- (5) 全名簿の出力は禁止する

第5条 会員本人による、本人情報の開示、訂正、利用停止、消去する項目

東京都立大学同窓会が保有する個人情報に関し、会員本人が本人情報の開示、訂正、利用停止、消去を請求した場合、以下の項目について請求に応じるものとします。

[凡例] ○：可能 △：請求により可能 ×：不可

項番	情報項目	開示	訂正	利用停止	消去	備考
1	会員 ID	○	×	×	×	
2	会員氏名	○	△	△	△	
3	会員氏名(かな)	○	△	△	△	
4	旧氏名	○	△	△	△	
5	旧氏名(かな)	○	△	△	△	
6	性別	○	△	△	△	
7	生年月日	○	△	△	△	
8	卒業年/期	○	×	△	△	
9	卒業学部学科	○	×	△	△	
10	卒業時クラス名	○	×	△	△	
11	ゼミ、研究室名	○	×	△	△	
12	所属クラブ等	○	×	△	△	
13	修士修了年	○	×	△	△	
14	修士専攻名	○	×	△	△	
15	博士修了年	○	×	△	△	
16	博士専攻名	○	×	△	△	

17	入会年月日	○	×	△	△	
18	郵便番号	○	△	△	△	
19	現住所	○	△	△	△	
20	電話番号	○	△	△	△	
21	Fax 番号	○	△	△	△	
22	携帯電話番号	○	△	△	△	
23	電子メールアドレス	○	△	△	△	
24	留守宅郵便番号	○	△	△	△	
25	留守宅住所	○	△	△	△	
26	留守宅電話番号	○	△	△	△	
27	勤務先名	○	△	△	△	
28	所属部課	○	△	△	△	
29	役職名	○	△	△	△	
30	郵便番号	○	△	△	△	
31	勤務先住所	○	△	△	△	
32	勤務先電話番号	○	△	△	△	
33	勤務先電子メールアドレス	○	△	△	△	
34	会員認証 ID	○	△	△	△	設定した場合
35	会員認証パスワード	○	△	△	△	設定した場合
36	生涯メールアドレス	○	△	△	△	設定した場合

第 6 条 実施規則の改定

- 1) 必要に応じて本実施規則を改定するものとする
- 2) 改定にあたっては、理事会の承認を得るものとする
- 3) 改定の内容については、可及的速やかに当会 HP と会報で会員に告知する

(附則) この個人情報保護規程実施規則は、平成 22 年 9 月 15 日から適用する。

(附則) この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

以 上